

「横浜未来の文化ビジョン（仮称）策定にかかる調査等業務委託」受託候補者特定に係る実施要領

（趣旨）

第1条 にぎわいスポーツ文化局入札参加資格審査・指名業者選定委員会実施要綱（以下「実施要綱」という。）第9条の規定に基づき、「横浜未来の文化ビジョン（仮称）策定にかかる調査等業務委託」をプロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

（実施の公表）

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の目的・内容等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 横浜未来の文化ビジョン（仮称）策定にかかる調査等業務委託に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 法人の経営状況・主な活動内容
- (2) 業務実施体制
- (3) 提案内容
- (4) その他当該業務に必要な事項

（評価）

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案者の業務実績等
 - (2) 配置予定者の業務実績、経験等
 - (3) 提案内容 の妥当性・実現性等
 - (4) その他、当該業務に対する知見、意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 評価点について最上位の者が2者以上となった場合は、評価委員会にて採択を行い、最上位を決定する。
- 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

（評価委員会）

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト、並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
- 委員長 にぎわいスポーツ文化局総務課長
- 副委員長 にぎわいスポーツ文化局総務課企画調整担当課長
- 委員 にぎわい創出戦略課長
- 委員 にぎわいスポーツ文化局文化振興課長
- 委員 にぎわいスポーツ文化局創造都市推進課長
- 委員 にぎわいスポーツ文化局創造都市推進課担当課長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果をにぎわいスポーツ文化局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

附 則

この要領は、令和7年2月21日から施行する。